

改正

令和 5 年 3 月24日規則第12号

津市公契約条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、津市公契約条例（平成29年津市条例第22号。以下「条例」という。）第20条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(特定公契約)

第 3 条 条例第 6 条の規則で定める契約は、次に掲げる契約とする。

- (1) 工事又は施設修繕の請負契約
- (2) 次に掲げる業務の委託契約
 - ア 清掃業務
 - イ 人的警備業務
 - ウ 施設の管理業務
 - エ 設備の運転管理業務又は保守業務
 - オ 測量業務、調査業務又は設計業務
 - カ 運送業務又は運搬業務（本市の公用車を使用する業務に限る。）
 - キ 人材派遣業務
 - ク その他市長が指定する業務
- (3) 指定管理協定

(誓約事項)

第 4 条 条例第 6 条の規則で定める事項は、次に掲げる事項（第 7 号及び第 8 号に掲げる事項にあつては、次条に規定する労働報酬下限額適用契約に限る。）とする。

- (1) 第 8 条に掲げる関係法令（次号において単に「関係法令」という。）を遵守すること。
- (2) 関係法令に違反し、関係機関からは是正勧告等があった場合は、直ちに市長等へ報告すること。
- (3) 条例第 7 条第 1 項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。

- (4) 労働者が条例第9条第1項の規定による申出（以下「違反申出」という。）をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。
- (5) 労働者に対し、条例の内容について周知すること。
- (6) 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。
- (7) 第4条の3に規定する労働者（次号において「対象労働者」という。）に労働報酬下限額以上の報酬を支払うこと。
- (8) 対象労働者（建設工事において現場を管理する者を除く。）の労働時間、労働報酬額等を記載した台帳を市長等が指定する日までに市長等に提出すること。
- (9) 市長が行う施策に協力すること。

（労働報酬下限額適用契約）

第4条の2 条例第6条の2第1項の特定公契約のうち規則で定めるものは、次の各号に掲げる契約の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当するもの（以下「労働報酬下限額適用契約」という。）とする。

- (1) 請負契約 次のいずれかに該当するもの
 - ア 予定価格が1億5,000万円以上であること。
 - イ 総合評価落札方式による競争入札において市長が別に定める低入札価格調査を経て締結したものであること。
- (2) 委託契約 予定価格（予定価格が月額の場合にあつては、当該月額に12（履行期間が12月に満たない場合にあつては、当該履行期間の月数）を乗じて得た額）が1,000万円以上であつて、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項各号のいずれかに該当するものとして締結する随意契約（同項第8号（再度の入札に付し落札者がいないときに限る。）に該当するものとして締結する随意契約を除く。）でないもの
- (3) 指定管理協定 初年度における指定管理料（初年度に係る指定管理協定の有効期間が12月に満たない場合にあつては、当該指定管理料を当該有効期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額）が1,000万円以上であつて、公募により指定管理者の指定を行ったもの（労働報酬下限額対象労働者）

第4条の3 条例第6条の2第1項及び第12条の規則で定める労働者は、労働報酬下限額適用契約に係る労働者のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）第7条の規定による最低賃金の減額の特例を受

けていないこと。

(2) 労働報酬下限額適用契約に従事した時間が1月当たり30分以上あること。

(報告及び立入検査)

第5条 条例第7条第1項の規定による報告の求めは、労働環境等報告要求書（第1号様式）により行うものとする。

2 条例第7条第1項の規定による報告は、市長等が指定する日までに労働環境等報告書（第2号様式）により行わなければならない。

3 条例第7条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（第3号様式）とする。

(是正措置)

第6条 条例第8条第1項の規定による命令は、是正措置命令書（第4号様式）により行うものとする。

2 条例第8条第2項の規定による報告は、市長等が指定する日までに是正措置報告書（第5号様式）により行わなければならない。

(違反申出等)

第7条 条例第9条第2項に規定する違反申出は、労働環境等申出書（第6号様式）に事実を証する資料を添付して行わなければならない。

2 市長等は、違反申出をした労働者に対し、対応結果を報告するときは、労働環境等の申出に対する報告書（第7号様式）により行うものとする。

(関係法令)

第8条 条例第9条第2項の規則で定める関係法令は、次に掲げる法令とする。

(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）

(2) 労働基準法（昭和22年法律第49号）

(3) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）

(4) 下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）

(5) 最低賃金法

(6) 中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）

(7) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

(8) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）

(9) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）

- (10) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）
- (11) 労働契約法（平成19年法律第128号）
- (12) 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第111号）
- (13) 前各号に掲げる法律に基づく命令
(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条から第4条の3までの規定は、この規則の施行の日以後に公告その他の契約の申込みの誘引が行われる契約について適用し、同日前に公告その他の契約の申込みの誘引が行われた契約については、なお従前の例による。

第 1 号様式（第 5 条関係）

労働環境等報告要求書

（記 号 番 号）
年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

津市公契約条例第 7 条第 1 項の規定により、下記の内容について、報告を求めます。

記

調 査 内 容	
報 告 期 限	年 月 日

第 2 号様式（第 5 条関係）

労働環境等報告書

年 月 日

（宛先） 津市長

所在地
報告者 事業者名
代表者の役職・氏名 ⑩

年 月 日付け（記号番号）で報告の求めのありました下
記の内容について報告します。

記

調 査 内 容	
報 告 内 容	

※ 報告者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第 3 号様式（第 5 条関係）

身分証明書

所 属
職 名
氏 名

上記の者は、津市公契約条例第 7 条第 1 項の規定による立入検査の
権限を有する者であることを証明する。

有効期限 年 月 日から 年 月 日まで

津市長 （氏 名） 印

第 4 号様式（第 6 条関係）

是正措置命令書

（記 号 番 号）
年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

下記のとおり津市公契約条例の規定に違反していますので、津市公契約
誓 約 事 項
条例第 8 条第 1 項の規定により是正措置を講ずることを命じます。
速やかに是正措置を講じ、当該措置の内容を報告してください。

記

対象工事・業務等の 名 称	
違 反 の 内 容	
命 令 の 内 容	
報 告 期 限	年 月 日

第 5 号様式（第 6 条関係）

是正措置報告書

年 月 日

（宛先） 津市長

所在地
報告者 事業者名
代表者の役職・氏名 ⑩

年 月 日付け（記号番号）で是正措置命令のありました
下記の内容について、津市公契約条例第 8 条第 2 項の規定により、是正措
置を行いましたので、下記のとおり報告します。

記

措置日	
命令の内容	
是正措置の 内 容	

※ 報告者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

労働環境等申出書

年 月 日

（宛先）津市長

住 所
申出者 氏 名
連 絡 先

印

津市公契約条例第 9 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり申し出ます。

記

雇 用 事 業 者 名	
対 象 工 事 ・ 業 務 等 の 名 称	
公 契 約 従 事 期 間	
対 応 結 果 の 報 告	該当するものに○を記載してください。
	希望する 希望しない
申 出 内 容	

※ 申出者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

労働環境等の申出に対する報告書

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

津市公契約条例施行規則第 7 条第 2 項の規定に基づき、 年 月
日に申出のありました内容について、下記のとおり対応しましたので報
告します。

記

申 出 内 容	
対 応 内 容	